

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1の3（第8条の2関係）		別表第1の3（第8条の2関係）	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
一般国道497号西九州自動車道	略 唐津市浜玉町湊上字帽子川220番5から伊万里市南波多町谷口字立山292番1まで 略	一般国道497号西九州自動車道	略 唐津市浜玉町湊上字帽子川220番5から伊万里市南波多町府招字長田3087番3まで 略
略		略	
県道基山平等寺筑紫野線	略	県道基山平等寺筑紫野線	略
県道江口長門石江島線	略	県道西島筑邦線	三養基郡みやき町大字天建寺字七本黒木4134番97から三養基郡みやき町大字天建寺字四本黒木3294番1まで
略		県道江口長門石江島線	略
略		略	
県道千々賀神田線	略	県道千々賀神田線	略
		県道九千部山公園線	鳥栖市永吉町字長ノ原553番6から鳥栖市弥生が丘六丁目409番まで

改正前		改正後	
市道大財町北島線	略	市道大財町北島線	略
略		略	
市道西部工業団地 ・国道線	略	市道西部工業団地 ・国道線	略
		市道鳥栖・基山線	鳥栖市弥生が丘六丁目111番から鳥栖市弥生が丘七丁目29番まで
		市道北部3号線	鳥栖市弥生が丘七丁目29番から鳥栖市弥生が丘七丁目38番まで
		市道北部梅坂11号線	鳥栖市弥生が丘七丁目38番から鳥栖市弥生が丘七丁目34番まで
		市道北部梅坂12号線	鳥栖市弥生が丘七丁目34番から鳥栖市弥生が丘七丁目36番まで
市道西部工業団地 1号線	略	市道西部工業団地 1号線	略
略		略	
町道千栗宮前線	略	町道千栗宮前線	略
		町道土井外北通線	三養基郡みやき町大字天建寺字四本黒木3092番2から三養基郡みやき町大字天建寺字四本黒木3006番115まで
町道工場団地2号線	略	町道工場団地2号線	略
町道桜町伊勢山線	略	町道桜町伊勢山線	略
		町道日渡・長野線	三養基郡基山町大字長野380番6から三養基郡基山町大字小倉299番3まで
		町道千夫・長野線	三養基郡基山町大字長野913番6から三養

改正前		改正後	
			基郡基山町大字長野380番 6 まで
臨港道路	略	臨港道路	略
略		略	

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。